

放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務（以下「業務」という。）において、企画提案書を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 鳥取県は、放課後児童支援員認定資格研修事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

2 業務の内容は、別紙1 業務委託仕様書による。

（業務の目的）

第3条 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

平成27年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置くこととされ、放課後児童支援員となるための認定資格研修については、都道府県又は指定都市が実施することとされた。

本事業は、基準第10条第3項のいずれかに該当する者に、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とするものである。

（予算額）

第4条 予算額は、金2,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（業務期間等）

第5条 業務期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2 契約者、契約担当部局は、次のとおりとする。

（1）契約者

鳥取県知事 平井 伸治

（2）契約担当部局

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

（参加資格要件）

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人及び民間団体とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から別紙2 企画提案書作成要領1（1）の書類（以下「企画提案書等」という。）

- の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 条）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）本件調達の公告日から企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（スケジュール）

第 7 条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| （1） 調達公告 | 令和 7 年 6 月 10 日（火） |
| （2） 質問受付期限 | 令和 7 年 6 月 24 日（火） |
| （3） 質問回答期限 | 令和 7 年 6 月 27 日（金） |
| （4） 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和 7 年 7 月 1 日（火） |
| （5） 参加資格審査結果の通知 | 令和 7 年 7 月 4 日（金）まで |
| （6） 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 7 月 8 日（火） |
| （7） 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和 7 年 7 月 15 日（火）予定 |
| （8） 審査結果の通知 | 令和 7 年 7 月下旬 |
| （9） 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和 7 年 7 月下旬 |
| （10） 契約締結 | 令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬 |

2 実施要領等の交付については、次のとおりとする。

（1） 交付方法

令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 8 日（火）までに、インターネットの鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>) から入手すること。
ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

（2） 交付期間及び交付時間

令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 8 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

（3） 交付場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

電 話 0857-26-7570 ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

（4） 交付資料

- ・放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領
- ・「企画提案参加申込書（様式第 1 号）」及び「公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）」
- ・業務委託仕様書
- ・企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

- ・作成要領（様式1）「放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務企画提案書」、（様式2）「会社・団体等概要及び事業実績」及び（様式3）「個人情報の管理に係る申告書」
- ・放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務評価要領（以下「評価要領」という。）

（企画提案参加申込書等の提出）

第8条 このプロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）（以下、「企画提案参加申込書等」という。）を作成し、令和7年6月10日（火）から同年7月1日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに第7条第2項第3号の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、同年7月1日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付け、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

2 鳥取県は前項により提出のあった企画提案参加申込書等を審査の上、このプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年7月4日（金）までに文書で提出者に通知するものとする。

（企画提案書等の作成及び提出）

第9条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

（1）提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（2）提出場所

第7条第2項第3号に同じ。

（3）提出期間及び時間

令和7年6月10日（火）から同年7月8日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年7月8日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

3 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、任意の様式により第7条第2項第3号に定める場所に令和7年6月24日（火）午後5時までに、電子メールにより提出すること。なお、当該方法以外の方法による質問の提出は受け付けない。

4 前項により提出された質問及び回答の内容は、質問者を伏せて、令和7年6月27日（金）午後5時までにインターネットの鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）に掲載して回答する。

(審査会の設置)

第10条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、鳥取県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

3 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

詳細の日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途連絡する。

(1) 日時

令和7年7月15日（火）午前10時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第20会議室

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、プレゼンテーションの開催時間の10分前までに集合すること。

(4) その他

プレゼンテーション後、審査委員との質疑応答の時間を10分程度設ける。

(評価方法)

第11条 鳥取県は評価要領を定め、審査会は当該要領に基づいて行う。

(提案者の失格)

第12条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(最優秀提案者の選定方法)

第13条 第10条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(審査結果の通知、公表)

第14条 鳥取県は、審査結果を提案者全員に通知するものとする。

その概要をインターネットの鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>)で公表するものとする。

(契約の締結)

第15条 鳥取県は審査会による審査の結果、評価要領に基づき最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(契約保証金)

第 16 条 契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

(企画提案書等の取扱い)

第 17 条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は、原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

(契約の解除)

第 18 条 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課長が別に定める。

2 企画提案書等の無効

- (1) 第 6 条の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
- (2) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。
- (3) 契約の締結に当たり、別紙 1 業務委託仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を別紙 1 業務委託仕様書から削除する。
- (4) 別紙 1 業務委託仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 10 日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。